

富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部改正（案）に対する意見募集について

富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例（平成 25 年 9 月 30 日富山県条例第 46 号）の施行から 10 年が経過し、県民の歯と口腔^{くわう}の健康へのニーズの変化や全身の健康と口腔^{くわう}の健康の関連に関する科学的根拠が集積されてきました。さらに、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の全部改正（令和 5 年 10 月）や本県の「県民歯と口の健康プラン（第 2 次）」の改定（令和 6 年 3 月）を踏まえて、条例の一部を改正することとしました。

つきましては、この富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部改正（案）について、広く県民の皆様からご意見を募集いたします。

1 意見を募集する案件

富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部改正（案）

2 公表する関係資料

- (1) 富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部改正（案）の概要
- (2) 富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（案）（新旧対照表）

3 意見の募集期間

令和 6 年 4 月 26 日（金）から 5 月 9 日（木）まで
（郵送の場合は、令和 6 年 5 月 9 日（木）の消印まで有効）

4 関連資料の公表場所

富山県議会ホームページ、県庁（議会事務局閲覧コーナー、県民サロン、情報公開窓口）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

5 意見の提出方法及び提出先

意見提出様式等により、次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送

〒930-8501（住所の記載は不要）

富山県議会事務局調査課 あて

(2) ファクシミリ

076-444-3471

(3) 電子メール

ml-hatokoku_kai@pref.toyama.lg.jp

なお、文字化けを防ぐため、半角カタカナや丸付数字など機種依存文字は使用されないようお願いします。

6 意見提出時の留意事項

- (1) 個人の場合には住所・氏名を、法人の場合には法人名・所在地を必ず記載願います。
(記載された個人情報、この意見募集に係る利用目的以外の目的には使用しません。)
- (2) 電話等による口頭での意見提出は受け付けいたしかねますので、ご了承ください。

7 意見の取扱い

- (1) 提出いただいたご意見は、富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例改正上の参考とさせていただきます。
- (2) 提出いただいたご意見は、個人が特定されない情報としてホームページ等でその概要を公開させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出いただいたご意見の概要及びこれらに対する考え方等につきましては、後日、富山県議会ホームページにおいて公表いたします。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

8 お問い合わせ先

富山県議会事務局調査課

TEL 076-444-3413